

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 藤村
日 時	平成25年12月11日(水)		開 議 午前 10 時 00分 閉 議 午後 2 時 18分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長>		
執行機関出席者	山内政策推進室長、桂政策推進室担当室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課担当課長 岸企画管理部長、山本夢ビジョン推進課長 門総務部長、西田総務課長、牧野総務課行政係長		
事務局	今西局長、藤村次長、阿久根副課長、三宅主任		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	市民14名 報道関係者 4名	議員 11名(酒井、立花、馬場、苗村、中澤、藤本、福井、西口、日高、眞継議員、竹田副議長)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

- (1) 第 3 7 号 議 案 亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について

< 吉田委員長 >

本日は参考人として、住民投票条例制定に係る請求代表者である池上素子さんと小倉彩さんにお越しいただいている。お席をお願いします。

(参 考 人 、 参 考 人 席 へ 移 動)

お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただき、ありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。それでは、まず、池上参考人、小倉参考人の順にお一人5分以内で第37号議案、亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定についての意見を簡潔に述べていただき、そのあと、委員の質疑にお答えいただくようお願いする。

< 池上参考人 >

第1条目的と第11条の情報提供が求めていることである。私たちは反対の立場でなく、中立の立場で署名活動を行った。市民のスタジアムに対する期待、不安等いろいろあるが意思表示するには情報がなければできない。メリット、デメリットを合わせていろんな情報を出してもらって意思表示したい。子、孫の代まで関わる重要なことで、亀岡のまちづくりが大きく変わることだと思う。すべて議員に任せるのではなく、住民の声を聴いて決めてほしい。有償、無償の話ではなく、情報を出してほしい。署名は、反対の方も賛成の方もされている。どういうものができるのか知りたいとい

う思いでされた方もたくさんおられる。注目されているので、悪いことではなく、亀岡は市民の声を聴いてもらえるところだといいい方に思ってもらえる。

<小倉参考人>

要点は情報提供し、市民の声を聴いてほしい、の2点になる。議会改革全国8位の市議会にふさわしい判断をされたい。明らかに迷惑施設でないスタジアムの建設について住民投票が実現すれば、まちづくりに積極的な市議会として注目を浴びると思う。イメージアップにも役立つと思う。そういう観点でもぜひ、正当な判断をお願いしたい。住民投票が実現することによって、綿密な計画となっていくと思う。不安、問題点が市民から出ることによって具体的に計画を考え直すきっかけにもなるし、誰にとっても悪いことはない。きちっとした判断の上で結論を出してもらって、いい亀岡とするための一歩としてほしい。

~ 10 : 10

質疑

<吉田委員長>

次に参考人に対する質疑を行う。念のために申し上げる。参考人は、委員長の許可を得て発言すること、委員からの質疑に対して答弁するが、逆に質疑をすることは出来ないのので了承願う。

<並河委員>

勇気ある皆さんの行動に敬意を表する。署名を集めた時の説明はどうであったか。また、どんな市民の意見があったか。

10 : 11 ~ 10 : 14 休憩

(この間に持参資料の配付を委員長が許可し、委員に配付)

10 : 14 ~

<小倉参考人>

このチラシを見せて、駅北にスタジアム建設の計画があることを知っているかを尋ね、その答に応じて説明した。亀岡にとって大きな事業だが市民がよく知らないうちに進んでいくことに疑問があるので、情報開示の上で市民一人ひとりが考えて本当に必要か、いい計画か判断したいということを訴えた。一人ひとりに説明して署名を集めた。

<吉田委員長>

市民の声はどうであったか。

<小倉参考人>

9月の前半は反応があまりなかったが、水害後に被災者宅を戸別訪問したら「これだけの水害があったのだからもう計画は流れたね」という声も多かった。建設推進署名をされた方にも多くお会いした。問題点について知っているか尋ねたら、そんなことは知らずに「子どもがサッカーをしてるのでできたらうれしいと思って署名したが今になって後悔している」と言われた方もあった。推進署名は情報を提供したうえでの署名ではなかったので、後悔や葛藤を感じておられる方がすごくおられた。

<池上参考人>

場所は吉川町と思っておられた方、建設が遅れてもいいのできちっと説明をという方、市の財政負担が軽くなるように府と協議してほしいという方もいた。亀岡の自然、駅北の風景をそのまま残してほしいという若い方の声もあった。水害被災者の中には

自ら署名を集める側になられた方もいた。

< 吉田委員長 >

推進者の声も聞かれていたら教えていただきたい。

< 池上参考人 >

子供たちも使える施設をなぜ反対するのか、市がにぎやかになっていいのではと言われた方もいた。

< 西村委員 >

気持ちはよく分かるが、この条例の意味するところをもう一つご理解されていないのではと思う。目的は無償提供の可否を問うとなっている。市民の思いを聴くことは別の場でやるべきである。この条例では無償提供の可否しか問えない。それに多額の経費をかけて多くの人に投票してもらい大ごとであるのに思いを実現できるものではない。その点はどうか。

< 池上参考人 >

住民投票は二者択一になり、いろんなことが聴けない。そして、亀岡のことしか聴けないので大変わかりにくい条例になった。府の施設なので市民は用地取得にしか関われないので、こういう形でしか問えなかった。私たちが聴きたいのは、無償提供だけではなく、まずは情報提供をしてほしい。不安に対する解決策を示してほしい。どうしていいかわからなかったので小平市等の例を参考にした。こういう形でしかできないので、第1条に目的を持ってきたが、主旨は無償提供の可否ではない。

< 西村委員 >

市民はさらにわかりにくい。情報を出しても市民に行き届くかわからない中で執行すべきでない。仮に住民投票が執行されて、投票に行かれても造る造らないで投票する人もいる。執行するべきではないと思うがどうか。ややこしいので行かないという人もあり、投票を執行してもさほど意味がないのではないか。

< 池上参考人 >

今までHPで情報提供していると市は言っているが、HPが見られる人ばかりではない。「お知らせ」やシンポジウム開催等いろいろな形で情報を出してもらって、趣旨を説明してもらったら理解されるのではないか。今の段階ではそのように勘違いされる方もいるかもしれない。条例が制定されたら市でしっかりと説明してもらえたら大丈夫と思う。

< 西村委員 >

それは分かるが、条例の目的をもう一度確認するが、用地の無償提供の可否を問うとなっている。もし仮に、府が用地費は持つからその相当分の建設費を市でと言われたら意味がなくなる。何千万円という経費と人手をかけた投票の意味がなくなる。何かあれば。

< 吉田委員長 >

審査の参考に意見をうかがうために参考人に来ていただいている。委員は、その点、理解されたい。

< 小倉参考人 >

本当に言いたいことは情報提供と市民の意見を聴いてほしいということである。専門家である議員で合意できる形に変更いただくことにより、原案をより良いわかりやすい形にさせていただいたらいい。目的の2点がみんなにわかるように改正いただきたい。住民投票は参政権の一つであるので手間と経費がかかるというのはおかしい。56,000人の署名は法定署名ではないし、情報提供がされてない時点での署名なので実際は意味がないと思う。そのために住民投票を求めている。

< 西村委員 >

住民投票は市町村の合併や基地の受け入れ、産廃等の大きな施設をつくる時には是非を問うものである。最終的な結論を出すもの。実施しても意図がはっきりしないものに経費をかけることは無駄だと言っている。最終的な判断の分かれ目に住民投票をするのはいいと思っている。この段階での住民投票はどうかと思う。

< 吉田委員長 >

整理すると、もっと後ならいいということか。住民投票で結論付ける、結果をそのまま反映させるものではないということで進めているがどうか。

< 西村委員 >

これを問うても、まだ選択の余地があるので、今の段階で住民投票をするのは良くないと思う。実施するとなれば、建設の是非を問うということになる。

< 石野委員 >

18号台風の後に署名数が伸びたということだが、被災者が後片付けされているところに署名を頼みに行かれたことに苦情をきいており、遺憾に思う。そのことについて意見があれば。

< 吉田委員長 >

条例案審査のための質疑をされたい。

< 小倉参考人 >

被災者の話を聴きたいと思って行ったが、悪かったので1度だけにした。そういう方もおられたかもしれないが、聴いてほしいという方もおられた。こういう状態になっても推進するという事に驚かされていたことは、はっきり申し上げる。

< 山本委員 >

目的の真意は治水等の情報提供をしてほしいということでは分かった。素人なので、こういう場で作り直してほしいということだが、用地無償提供の可否を問うということで署名を集められたのであるので、署名の目的は変えるわけにはいかないと思う。目的を変えるなら新たな署名を集めなければと思うがどうか。

< 池上参考人 >

賛成反対を問うものでない。府の施設なのでこういう形を採らざるを得なかった。問うことができるのは亀岡市が関わっている用地の無償提供であり、こういう形を採らざるを得なかった。底にあるのはスタジアムに関する情報をもっと出してほしいということである。それがないとスタジアムに関してどうこう言えないと思う。

< 小倉参考人 >

有償は問うていない。府への提供の可否を問うということ。なぜなら建設自体については問えないのでこうなった。そこしか問えない。提供する時に無償でということは条件になっているので「無償で提供」としている。署名のときに有償とは言っていない。その誤解はないと思う。

< 山本委員 >

その土地を提供するかしないかなら、スタジアム建設を推進するかしないかになるのではないか。そういう意図でしたのか。

< 小倉参考人 >

本当は建設の可否を問うということである。亀岡市が建設するのならそう問うことになる。

< 山本委員 >

結局、いろいろ言っても反対か賛成かになるのではないか。

< 小倉参考人 >

賛成反対以前に判断する情報がなく、意思表示することが無理なので、きちんとした情報提供のもとで可否を問うということである。

<中村委員>

聞いていてわかりにくい。いろいろ言われているが、目的を見て判断せざるを得ないと感じている。情報を出し説明しながら署名活動をされたことは評価する。先ほど、自治会へ説明してほしかったという意見があったが、自治会へは地域こん談会等で自治会役員はじめ各種団体の役員に説明されてきた。まったく説明されていないということには当たらない。土地購入について、借金が増えることが心配だということだが、無償提供は初めからの条件であった。なぜ決定するまでに約1年間あったのであるから、声をあげられなかったのかということが残念である。現状、個人の農地を亀岡市が購入し、京都府に無償で提供する。仮に借金で購入したとしても、現状農地で購入したものを造成し宅地となれば、一方で資産が亀岡市の財産として残るのだから、負の遺産として残らないと考えるがどうか。

<吉田委員長>

資産は残るが宅地ではないのでは。委員の意見が多すぎる。参考人が応えられることを質疑されたい。言い換えがあれば。

<中村委員>

結構である。

<堤委員>

説明されたことと条例案はずれてきているのではないか。9万2千市民が分かる情報提供がされてきたのかと問われれば、若干、不十分であったかもしれない。しかし、スタジアムを亀岡に誘致したいと公約に掲げられた市長選挙の流れも受けて、多くの事業主やサッカーを愛好する団体等が建設を望んで署名されている。今回の3千あまりの署名も尊重しなければならないとは思っている。それでは、今回何を着眼点に議決するのかということ、「無償で京都府に用地を提供することの可否を問う」ということ、それと「もっと充実した情報提供をしてほしい」ということで、市民意見を聴く中で市長に判断してほしいということだと思うが、場所決定はいろいろなことが検討された上での決定である。今になって問うとはいかがなものかと思うがどうか。

<池上参考人>

なぜ今頃かという声は、署名を集める中でもあった。素人なのですぐに動けなかった。情報提供を待っていたがいつまでたっても詳しい説明がなかった。突然出てきたような印象を受ける。どんなものができるかわからない。建設されることに夢がある方は何も失うものがないが、心配している者は、道は混まないか、子どもが事故に合わないか、今まで浸水しなかったところまで浸水するのではないかと等心配がある。こうだから大丈夫だという心配を無くす説明があって初めて心から賛成できる。

<堤委員>

心配はあるから知事に要請したりしている。知事も災害の様子を見に来られた。不安についての解決法はいろいろな技術を駆使して府がこれから考える問題である。交通についてはこれを契機にインフラ整備につながる。経済の活性化等はこれから経済界、市民が考えていかなければならない。説明はいろいろ広がるが、それは反対しようという主旨なのか。先日の本会議でも建設に反対するものではないと言われたが、結局は要るか要らないかの解釈になる。それを住民投票にかけることが納得いかない。

<池上参考人>

そこにこだわると先に進めない。こうしか問えないのでこうなっただけで、私たちの真意は、今言われたことが市民に伝わっていない。心配なことは日々の生活の中で

感じていると思うが、いい面が発信されていないのでわからない。今までにきっちり出してもらってあればよかったのだが、それがなされていない。議会で質問されても「出来てから判断して」という答弁だが、出来てからでは遅い。できる前にきっちりしてほしいということでこういうことになった。

<堤委員>

情報が出ていないことは私も認める。議会として、理事者に徹底して情報公開し、皆さんに理解を得るようということとは言えると思っている。しかし、それが住民投票ということにはならない。論点が分かりにくい。

<並河委員>

土地は当初は50年借り上げるというということで将来にわたる大きなことをこのまま進めていいのか、このような大事な問題は住民のいろんな議論を経て、まちづくりもしっかり考えていこうということでこういう動きになったと思う。みんなが考える機会をとということで出されたと思うが、取り組まれた動機は。

<小倉参考人>

以前から議会でも取り上げられていたが、私たちにはなかなか伝わらなかった。誘致が決定した時に不安が現実のものになった。小平市を参考に何かできないかということでこういう運動になった。子育ての仲間等から始まった運動で普通の市民が不安とかを考えてやってきた。条例案としては分かりにくいということだが、何度も言うが京都府に対して提供するということの可否しか問えない。そこを汲み取っていただき、わかりやすい条例案となるよう考えてほしい。

<木曾議長>

場所はJR駅北を問うているが、他の場所ならいいのか。無償提供が問題なのか。

<小倉参考人>

大きな事業という点ではどこに建とうが問題にすべきで住民投票は考えたとおもう。特に、駅北で遊水地という問題をはらんでいるのでさらに不安である。両面ある。

<吉田委員長>

論点をすでに整理していたので、委員が聴かれなかった点を質問する。参考人には失礼なこともあったことをお詫びする。「投票結果の尊重」の条項について、仮に実施してもその結果に法的拘束力がないことは理解されてるか。

<小倉参考人>

理解している。

<吉田委員長>

情報の提供について、何が不足しているのか。具体的には、財政面、水道水、アコモドキ含めて環境面、治水、道路渋滞、世界遺産は環境、景観に含まれると思うが、主にこれだけの論点で情報提供が十分ではないということか。

<小倉参考人>

そうである。

<吉田委員長>

有償無償でなければ、最終的にはスタジアム建設の計画の可否を問うものになる。他の場所ならいいのか、計画そのものを問いたいのかということだが、本会議場ではスタジアム計画そのものに反対するものではないと言われた。私の解釈では、あの場所だから賛成反対を言いたいということだと思うがどうか。

<小倉参考人>

おっしゃったとおりで、今の情報はあの場所に建てるということなので今の場所で可否を問うている。他の場所ならまた問う必要はある。大きなものを造るのであるか

ら今言われた論点で市に適したスタジアムか、適した場所かを合わせて問うことになる。

<吉田委員長>

治水等の情報はおそらく市もすべてを把握していない状況だと思う。治水は京都府の管轄であり、要望は出来るがこうするという事は市からは100%は出てこないと思う。道路渋滞解消のためのインフラ整備は勿論進めていかれると思うがすべての計画が亀岡市で決められるわけではない。そういう中で、求められている情報提供の程度は、私の解釈では少なくとも住民投票で賛成反対の表明ができるだけの情報ということだと思うがどの程度の情報がほしいのか。

<池上参考人>

とりあえずは、「かわら版」に心配事があがっているので、そういうことがクリアできればいいかと思う。水源のこと、財政のこととか、亀岡だけで答えられる部分もあると思うし、市でできないことはしっかり府や国に要望し、例えば治水ならいつまでにという期限の目途等示してほしい。それまでにスタジアムが建つということなら治水対策がきちっとできるまで延ばしてもらおうとかいろいろ方法はあると思う。署名を集める中で聞いたのは、「急がなくていい。」ということ。心配のないきちとしたものであってほしいし、心配ごとに対して解決してからだと市民は納得するが、自然相手なので何かあれば取り返しが見つからない。みんなの心配事の解決策が示されたら市民は納得と思うし、心から賛成すると思う。

<吉田委員長>

他になければ、以上で参考人に対する質疑は終了する。本日はありがとうございました。

～ 11 : 15

(休 憩)

11 : 30 ~

<吉田委員長>

理事者から第37号議案について説明願う。

<総務部長>

第37号議案に付している市長意見について説明する。提案理由説明で市長が申し上げた通り、地方自治法第74条第1項の規定により、3千余名の連署を持って条例制定の請求があり、受理したので市長意見を付けて提案したものである。請求人が出された条例案原文をそのまま提案したものである。条例案の中の用地無償提供の可否について住民投票を実施することは容認出来ないこと、及び期日前投票期間が14日間と読める部分があるが、公職選挙法による市議会議員、市長選挙の期日前投票の期間である6日間とすべきである意見を付議したものである。

質疑

<並河委員>

先の台風18号で大きな災害があったが、遊水地にスタジアムをつくることについての考えは。

<政策推進室長>

台風18号で大変な被害を被った。当初から建設においては治水安全度を低下させないことが基本である。その基本の中で今、治水安全対策について、府で検討されて

いるところである。詳細はこれからになる。土盛りの面積は勝手に40万立米という噂が出ているが、行政から発した数字ではない。そういった数字で市民を煽り、不安を与える数字が出されているものと思っている。盛土については最小限に抑えるということであり、周辺の広場、駐車場は現状の高さ、若しくは切り下げることになるかと思う。スタジアムの下についてはおそらく貯水機能を持たせるということも検討されるのかと思っている。当然に共生ゾーンとしてアユモドキを生息させる、そういった整備をするところについては川の水面程度まで切り下げられるものと思っている。エリア内でプラスマイナスをゼロにする、それが治水安全度を低下させないことになる。それを基本に技術的な設計が進められていると思っている。加えて、このことにより保津川本線の河道の浚渫を早めていただいた。より安全度が高まるとも理解できる。これはまだ具体的なことは言えないがそういったことも要望する中で市民の不安を払しょくしていきたい。

< 並河委員 >

当初、50年の借地の予定だったが買収になり、値段も10倍ほどになっているのではないか。

< 政策推進室長 >

借地単価と買い上げ単価では価格は変わってくる。用地取得は来年度であり、まだ決まっておらず、答えられない。

< 並河委員 >

本日の京都新聞にも環境団体が計画見直しの要望書を出された記事が載っていた。世界で亀岡だけにしかない資産を守る地域づくりをしてほしいという意見があるがそのことに対する所見は。

< 政策推進室長 >

当然、行政もアユモドキを保全していきたいとの考えである。そのためにも共生ゾーンを整備していきたいと思っている。これまでも住民の方々の努力によって保護活動をしていただいていたが、このままではいつか絶滅するおそれがあるので、絶滅危惧種となっている。スタジアムが建設される、されないにかかわらず絶滅危惧種である。ソフト面だけでなくハード面でも保護していこうと、そのためにも共生ゾーンを設けていこうということで、その整備手法を専門家会議でいろんな先生方に意見をいただいているところである。意見をいただいて生存環境をつくっていこうとしている。アユモドキをいじめようとは決して思っていない。

< 並河委員 >

自然保護協会、日本魚類学会、環境省からの指導、注意が言われているがその点の対応は。

< 政策推進室長 >

そういう方々に専門家会議に入っていていただいて検討してもらっている。

< 堤委員 >

先ほど、参考人から情報が少なすぎてわからない部分が多いと指摘されたが、私もそのとおりで認めると言った。これまでこの案件に係る情報提供についてどんな努力をしてきたのか。

< 政策推進室長 >

開示できる情報は全て開示してきた。ただ、どんなスタジアムがどこに出来るのかということを知りたいと思われているが、具体的な場所は府が決定する。それによって土盛りをどうするのかということが決まってくる。我々も早く情報がほしいが、情報がない中では情報提供はできない。専門会議等が設置され議論されている。その中

で入手した公開可能な情報は全て公開している。少し、タイムラグはあるが情報提供しているし、これからもしていきたい。

< 堤委員 >

参考人が配られた「かわら版」にアユモドキの環境問題、水害等不安に思われていることが書いてある。それらに対する適切な情報を開示してあげてほしいことを特に要望しておく。答弁は不要。

< 吉田委員長 >

強い要望である。

< 田中副委員長 >

市長意見書の2ページ目の「施設用地の無償提供については・・・容認できるものではない」という文面は謙虚さがないと感じる。確かに誘致する自治体が用地を準備することは府の条件だったかもしれないが、亀岡市が無償提供してもいいかの意思決定を市民に全く諮っていない。このことについての考えは。

< 政策推進室長 >

市民に諮っていないという主旨が分からないが、議会にこれからお諮りする。

< 田中副委員長 >

無償提供してもいいかということをも市民に諮るべきである。市民と議会の意見をどう受け止めるのか、市長の基本的な立場が問われていると思うがどうか。

< 政策推進室長 >

これまで一般質問でもお答えしてきた。条件はご理解いただいているものと思っていた。そういう経過を含めて、いまさらの感がある。

< 田中副委員長 >

「いまさら」は失礼な言い方と思う。先月、京都府議会で閉会中に委員会審査が行われている。その中で、中島文化環境部理事が「治水の関係でプラスマイナスゼロにすることによって、元々あった機能は確保できている」と答えていたり、中井文化環境部長が「アユモドキ保全の調査は亀岡市でしっかり調査いただきたい。」と回答している。他でも検討中であるとか、府の理事者が応えている。実際に場所ありきで進めていると治水面でも安全だという担保がなく、アユモドキの保護にしてもこのようにするという願望だけで実際に保証する資料、情報がない。そんな中で計画地ありきで建設を進めていくのは将来にわたり禍根を残すことになると思う。先に調査をし、安全であるということをお示し、理解を得てから進めていくのが道理だと思うがどうか。

< 政策推進室長 >

計画推進するには場所決定しなければ調査もできないし、費用投資もできない。今、何が心配されてそれを排除するためにどうすればいいかということの検討を進めている。当然、実際に工事にかかるのはそれらが明確になってからである。今、進行過程の中でそれらを進めている。場所ありきと言われればそうかもしれないが、場所を決めなければそれらもできない。

< 田中副委員長 >

それなら、環境影響評価や治水面での調査の結果、ダメなら場所を変える可能性はあるのか。

< 政策推進室長 >

そういった心配を払しょくするためにどうしたらいいかということを検討している。

< 田中副委員長 >

それならなぜ、用地買収に入っているのか。調査をさせてほしいということならいいが、来年度買収するというところで話をしている。駅北の土地を買収するとなれば面積的にも価格的にも亀岡市の財務規則からいって議決事項になると思う。それならば、契約直前に承認を求めるのではなく、事前に内諾を求める等やっておいたほうが後からスムーズに行くのではないかと思う。調査をするには場所を決めておかなければいけない、そのために調査をしているというのは本末転倒である。見解の相違である。答弁は知らない。

< 吉田委員長 >

「いまさら」と言うのなら、誘致の段階での質問には、「誘致が決まったら調査して答える」と言われ、誘致が決定したら、「もう決まったので進めていかなければならない」と言われた。いまさらと言うのならそれではいつ考えて判断したらよかったのか。実際、誘致が決まるまでは待ってくれと言われていた。

< 政策推進室長 >

確かに決定するまでに経費をかけて調査するというのは皆さんのお許しが得られなかったと思う。見通しを立てるために地元の説明に入ったのは事実である。用地が確保できそうだとすることで手を挙げた。亀岡に決定されたので、いよいよ今、環境調査等を進めている。どんなスタジアムができるのかということは府に進めてもらっている。それにより、必要な治水工法等提示されてくると思う。それが提示されて来れば開示していくが、今はその過程であるので開示できる情報がないということである。もうすぐスタジアムについて府が府民意見を求めてくると思う。そういうところへ意見を述べられる機会が生じてくるのかと思っている。

< 吉田委員長 >

田中副委員長は、調査の意味は決めてからそこでどうするのかという調査と、調査して問題があれば変更する、計画を止めるということも含めて本来の調査というものがあるのではないかということと言われていると思う。造るなど言っているのではなく、一回考え直す機会は確保されていたのか。一旦決めたらそのまま走っていっているように見えるから発言されている。調査をして、考える時間があつたのか。用地を選考する時に6箇所ぐらいから選考されたと思うが、その議論の過程が見えてきていないということが一番大きな問題ではないかと思う。あえて聞くと、どの時点なら立ち止まれたのか、そういう時点はあつたのか。

< 総務部長 >

今までの常任委員会や本会議の一般質問でも議論を一定させていただいている。その議論全てがその時点に該当するのではないかと考えている。何月何日とは答えられない。

< 吉田委員長 >

どのタイミングかと聞いているので、具体的な日にちを聞いているのではない。なければないでよい。情報開示をできる限りしているのは事実であると思うが、おそらく情報開示と広報の意味が違うのではないかと考えている。積極的に広報して、不安の払しょく、メリットをわかりやすく提示すればよかつたのかと思うが、広報について考えていることはあるか。

< 政策推進室長 >

進行途中で広報できることはHPに載せている。各戸配布の声があつたが、情報が刻々と変わっているので、逐次届けるのは無理があるかと思う。市民が特に気にされているのは台風18号の影響である。そのことについては1月のキラリ亀岡で特集を組んで出したいと思っている。こうなるということはまだ言えないが、こういう過

程であるということは広報していきたいと思っている。情報公開については議会からも意見をいただいているので、心してあたっていきたいと思っている。

< 吉田委員長 >

条例案第1条の目的で有償無償という話があったが、市民意見の集約が1番の問題だと思う。賛成反対の二分論や何が反対かということもあるかと思うし、逆にこうだから賛成という意見もたくさんあると思う。そういう民意の集約についてどう考えるか。市長の意見を見るとこれでいいという感じを受ける。こういう動きがあったということは一つは情報提供量の不足と自分たちの意見を聞いてもらっていないという思いの人がいるということだと思う。情報提供は積極的にやらなければいけないが、市民意見の集約についてはどう考えるか。

< 政策推進室長 >

スタジアムに対する意見、場所に対する意見に二分されるかと思うが、市が答えられるのは場所に関してのみである。スタジアムに関しては京都府が建設するので京都府の計画による。そこで土盛りの量とかも決まってくる。建設されればどうなっていくのかということは環境面を中心に、亀岡市としてより効果を高めていくためにどうしたらいいかを考えていかなければならない。その時々、議会や市民の皆様意見を求めていきたいと思っている。

< 吉田委員長 >

経済効果にしても「計り知れない」、絶滅危惧種についても「一種たりとも絶滅させない意気込みで」とか、気持ちは分かるが具体性に欠ける。具体的な情報をつけて根拠を示してほしい。例えば用地買収にしても国の補助金があたるかどうか確定していない。経済効果も明確に出ているわけではない。さらに、治水については京都府との協議だと言われる。責任分担の範囲がはっきりしていない。アユモドキについては市が責任を持つ、京都府が全面的に責任を持つというような責任分担の明確化がされていないのが大きな原因であるかと思う。情報の根拠、責任分担をどう考えるか。

< 政策推進室長 >

情報公開に関して、確かに抽象的な表現になっているかと思う。市民の不安はその部分にあるのかと思っている。より具体的に発信したいと思っているが、行政が発する情報には責任を持っていかなければならないので確かなものでなければならぬ。あいまいな状況、検討中のものを出すことはかえって市民に不安を抱かせることになるので時期を見計らって具体的な情報は出していきたいと思っている。効果額、財政見通しについても明確にしていきたい。役割分担は必要と思うが、今、環境や治水等大きな課題に直面しており、スタジアムをどういった形にするのかも決まっていない中で大まかな役割分担は決めているが抽象的なものになっている。今後、それらが明確になるにつれて府と詰めていきたいと思っている。

< 吉田委員長 >

市民の意見を聴くことは大事だが、住民投票があろうがなかろうが最終決定は議会ですることになる。その際に協議中ということで議案を出されると私たちも判断に困る。しっかりとした判断材料を示し、議会にかけよう要望する。

他になければ、これで質疑を終了する。

～ 12 : 06

(休 憩)

13 : 10 ~

< 吉田委員長 >

これより、自由討議を行う。事前の委員会で整理した論点について進めていきたい。せつかく署名を集めて出された条例案なのでしっかり議論していきたい。第1条「目的」について、第4条、第8条「投票期間」について、第11条「情報の提供」について、第16条「投票結果の尊重」について、を論点とする。

まず、第1条「目的」について、再度意見を出されたい。

< 並河委員 >

わかりづらいという話もあったが、11条に情報提供のことが書かれているので1条にこの内容を挿入してわかりやすく変えてもらえばどうか。市民は土地のことにしか意見が言えないということがわかるようにしてはどうか。

< 堤委員 >

過日の本会議での意見陳述、本日の話を聞いていると目的が若干揺らいでいると思うが、我々は、この条例案を審査する。サッカー場に反対でない、ただ無償で提供することを問うてほしいというのは先ほどの説明と若干違う。そのあたりを論点整理いただきたかったと思う。

< 吉田委員長 >

こうしたらよかったのにと意見も含めてあれば出されたい。

< 西村委員 >

文言を追加してという意見もあったが、提出された議案について、粛々と審査していきたいと思う。

< 山本委員 >

主張されていることと条例案とは少し無理があると感じた。

< 堤委員 >

並河委員が修正の意見を言われたが、最終の議決機関として修正はそぐわない。

< 並河委員 >

市民全体の議論にしてほしいというのが署名した人の思いかと理解している。第1条だけでなく、条例全体から汲み取って、市民全体の議論をするべきということだと理解している。

< 吉田委員長 >

勿論、出てきた条例案の審査ではあるが、議会には修正する権利はある。他に問い方はあるか。

< 西村委員 >

条例案はこのまま審査をしていけばいい。

< 山本委員 >

第37号議案として審査する。情報提供等については、意見要望を聴く別の場等を設ける必要があると思う。

< 中村委員 >

今後については、そういう場でしっかり議論していけばいい。

< 石野委員 >

拡大解釈されて広がっているが、用地の無償提供の可否という文面どおりで審査をするべきである。

< 吉田委員長 >

意見が出たが、署名を集められた時の意見は単なる有償無償だけではないと思うので、後程、考えていきたい。次に、投票期間についての意見は、賛否に関係なく、議論いただきたい。

< 堤委員 >

条例案では14日間となっているが、もし住民投票を実施するとなったとしても、期間は市長・市議会議員選挙でも1週間なのだから、それと同じで十分市民に浸透し、内容も問えると思う。市議選、市長選は6日間であったか。

< 議会事務局長 >

4条では15日前までとなっているが、今の御意見ならば「7日前まで」となると思う。

< 吉田委員長 >

実施するとしたら投票期間は1週間で十分ではないかという意見であった。情報の提供についての意見は。

< 堤委員 >

知りたいことがなかなか伝わってこなかったということが今回の提案のポイントの一つであったかと思う。これは市民からの貴重な意見であるので、問うてもらったことは意義があると評価できる。

< 吉田委員長 >

仮に第11条だけ抜き出して住民投票に出来ると思うか。極端なことを言うと、これだけを抜き出して条例提案されたら賛成するということがいいか。

< 西村委員 >

それは別のこととして、条文についてはこれでいい。市長サイドは努力されたいと思う。

< 吉田委員長 >

他に意見がなければ、投票結果の尊重について。これが論点であがっているということは、住民投票で賛成、反対の結果が出ればその結果で決まってしまうと誤解されている方もおられたので、その点についての議論をする。意見は。

< 西村委員 >

このままでよい。その通りである。

< 堤委員 >

常任委員会、本会議で可決され、住民投票すべきという意思決定がなされたらそれを尊重していけばいい。

< 吉田委員長 >

情報提供はお願いしたい。市民意見の集約の場、意見の表明の場、市民意見を聴くことには異論がないと思うが、意見の聴き方はどうしたらいいか。意見があったら聴かせてほしい。

< 堤委員 >

そのことについては委員会として判断できない。

< 吉田委員長 >

全員協議会で市民意見を聴く場を設けてほしいという声があった。

< 堤委員 >

本会議、委員会でも意見を述べられた。結果が可決であろう否決であろうが、もう来ていただく必要はないのでは。

< 吉田委員長 >

来ていただくのではなく、市民の意見を聴くか聴かないか。

< 堤委員 >

もう必要ない。

< 吉田委員長 >

情報提供した後に意見を聴く必要がないということか。

< 堤委員 >

情報提供については努力されるよう執行部にも意見を付した。まだ、来ていただいて意見を聴くのか。

< 吉田委員長 >

住民投票という手段を用いて意見表明をしたいということである。住民投票についてはしないという結論が出るかもしれないが、今後、どうやって市民の意見を聴くかということである。何かいい意見があればアイデアだけでも出していただきたい。

< 堤委員 >

ない。

< 並河委員 >

議会報告会はこれまで自治会を回って開催してきたが、これからは常任委員会や特別委員会を利用しての議会報告会の検討もされている。この第37号議案について、総務文教常任委員会で審査したことは、皆さんへの報告や意見交換が必要である。建設までにまだ長い年月がかかるので住民とともに良いまちづくりをするうえで情報交換は必要と思う。

< 西村委員 >

市としても地元説明会や市民に対する説明会をされるよう情報公開の必要性は認めている。いろんな手段でやっていければいいと思っている。

< 中村委員 >

情報提供については、今後のということでもいいのか。

< 吉田委員長 >

今までのものも含めて。

< 中村委員 >

市は今後も情報を公開すると言っている。先ほど来、意見のあった方法で進めてもらったらいいと思う。

< 吉田委員長 >

知りたい情報が出ていないことが一番問題である。市民の知りたい情報を公開すべきだと思う。それを行政がどう把握するかということも大事なことがあると思う。それについて、意見は。

< 堤委員 >

この案件に限らず、市民に情報を開示し、共有することは大事なことである。そのことに異論はない。しかし、今の議論ではない。また別のことである。

< 吉田委員長 >

別途、常任委員会で諮っていく。条例案に絞って議論するが、目的について、無償提供を問うのはいかなものかという意見が大半であった。修正もしないという意見であったので、それを踏まえて聞くが、どんな聞きかたであったらよかったのか。意見は。何をしてもダメなのか。

< 西村委員 >

それは我々が言うべきことでない。提出者が考えることである。

< 堤委員 >

委員会の運営上、委員の意見の取りまとめについて委員長は責任がある。委員長が次から次へと委員に問うて行くのはすぐわない。

< 吉田委員長 >

議論を先導する気はないが、事前にした論点整理について議論した。御理解を。

< 並河委員 >

条例案の1行目に「建設及び」と挿入したらわかりやすいかと思う。

< 吉田委員長 >

皆さんの意見はこのままの条文で審査するという事なので、意見として受け賜っておく。他に意見がなければ自由討議を終結する。

~ 13 : 45

討論

< 吉田委員長 >

これより、討論、採決に入る。討論は。

< 石野委員 >

無償提供は誘致にあたっての1番の条件であった。本市だけ特別というわけにはいかないの、条例案には反対する。

< 並河委員 >

賛成の立場で討論をする。市民の皆さんが資料をもって説明しながら署名を集められたが、市民の声で大丈夫というものはなかったような気がする。多くの市民に考えてもらう機会をつくるためにも条例案に賛成する。

< 堤委員 >

請求者の熱意は十二分に理解はした。しかし、それ以上に経済の低迷する亀岡市において光を見出そうとする市民の意見の尊重も大事である。争点になっている無償で京都府に提供することの是非を問うということは住民投票になじまない。しかし思いは議会も執行部も受け止め、反省材料をいただいたことは尊重しなければならない。しかし、建設について賛成であるので第37号議案には反対する。

< 中村委員 >

目的に沿って反対の立場で討論する。治水面、アユモドキのこともスタジアムがきっかけで大きく改善する方向で進めていただいている。今後の明るいまちづくりのため進めていきたいと思っているので反対。

< 山本委員 >

あくまでも第37号議案について判断する。市民にもわかりにくい。市民へのメッセージも疑問である。いろいろ話を聴いて本来の目的は情報公開だと思うが住民投票の手法が今回はそぐわないと感じているので反対。情報公開が進むように今回の活動を今後につなげていただきたい。

< 西村委員 >

情報の公開が不十分なのはわかるが、この条例案は分かりにくい。このことは参考人からも聞いている。わかりにくいものを住民投票に付すということは市民にとっては余計にわかりにくい。さらに混乱を招くと思うので反対。

< 田中副委員長 >

府は用地を用意するという条件のみ。市民にはそのことは何も問うていない。住民の声を聴くことも情報公開も必要なことである。条例案に賛成する。

~ 13 : 53

採決

< 吉田委員長 >

以上で討論を終結し、採決を行う。第37号議案に賛成者の挙手を求める。

賛成少数（田中、並河委員） 否決

よって、第37号議案は否決すべきものと決定した。

委員長報告については、昨日の審査分と合わせて、最終日の委員会で確認いただく。

<堤委員>

ここで提案だが、情報公開に努めるよう委員長報告で触れてもらったらどうか。

<吉田委員長>

委員からの意見ということで盛り込むこととする。他に委員長報告に盛り込むべき文言はないか。

以上で第37号議案に対する審査を終結する。

～ 13 : 55

（休 憩）

14 : 00 ~

4 請願審査

（1）受理番号3番 「京都スタジアム（仮称）建設推進に関する請願」について

<吉田委員長>

当委員会に紹介議員がおられるので趣旨説明をしてもらってもよいか。

了

代表者1名、どなたにお願いすればいいか。

<西村委員>

石野議員にお願いする。

<石野委員>

請願要旨をもとに説明

質疑

<吉田委員長>

紹介議員に質疑はあるか。

<並河委員>

多くの団体、個人の署名が集まったということだが、具体的にどれぐらいの団体か。駅北についての問題が種々議論されたが、他の場所を考えることは出来ないか。

<西村委員>

この請願の持つ重みは大きい。500人余りの商工会議所の会員、体育協会、サッカー協会他スタジアムの建設を願う思いがこもった請願と重く受け止めている。

<堤委員>

この請願の意味は、冷え込んでいる経済から脱出し、企業、商業者、働く市民が亀岡の活性化のために誘致したい、そして、子どもたちには全国どこへ出て胸を張れるようなスポーツ施設が亀岡市にあること、三大観光と言われている保津川下り、トロコ列車、湯の花温泉等亀岡にある財産を活かして、もっと活性化し、仕掛けをし、それによる税金を市民のために使っていくという解釈を含んでいるということではないのか。

< 石野委員 >

その通り、全部含んでいる。

< 田中副委員長 >

経済効果の具体は。明快に答えられたい。

< 石野委員 >

計り知れない経済効果があり、先ほど堤委員が言われたように市の更なる発展につながる。

< 西村委員 >

市の目論見と請願者の目論見はまた違う。それぞれの団体がメリットを感じて請願されている。

< 吉田委員長 >

中村委員に尋ねる。3月定例会には関連の予算案が出てくると思うが十分な審議の上で議決しなければならない。今、本請願を採択することにより、議案審議がないがしるにならないかという不安を持っているが、その点についてどう思うか。

< 中村委員 >

これから予算が上がってくるが、十分吟味して、精査して判断していきたい。

< 吉田委員長 >

審査が終わったのちに議会としてどんどん進めてくれと要望されるのは分かるが、まだ議案が出ていない段階で採択するのはどうか。仮に不採択であったらやらなくていいということになるし、採択ならば何が出てきても賛成ということにならない危惧する。条例、予算の議案審議と請願の審議とは別のものと考えているのか。

< 中村委員 >

請願採択したから何でもありとはならない。

< 西村委員 >

別のものである。条例、予算はそれぞれ審議する。

< 石野委員 >

その都度判断する。別のもの。

< 堤委員 >

そんなことを委員長が紹介議員に問うこと自体がいかがなものか。議会の常識として、請願を採択しても、予算がそぐわなければ当然、意見を述べるものである。

< 吉田委員長 >

十分に分かっているが、あえてお聞きした。他に質疑がなければ討論に入る。

~ 14 : 12

討論

< 田中副委員長 >

反対の立場で討論する。経済効果は計り知れないと言われたが、12月8日の地労協主催のスタジアムについてのシンポジウムに商工会議所の清水専務理事もパネラーとして出席されていたが、経済効果については一言も答えてられていない。治水問題については、スーパー堤防を造るから大丈夫だ、アユモドキはドジョウ科のもので生命力が強いという回答しかされなかった。共産党議員団はスタジアムを駅北に建設することについては、治水、環境保護、財政面等々から再考するべきとの見解を示したところである。請願には反対の立場である。

< 堤委員 >

賛成の立場で討論する。いろんな議論を踏まえ、請願者である商工会議所をはじめ多くの団体、市民等、みんなの思いは亀岡市に大型スポーツ施設を誘致したい、インフラ整備が遅れているが、商業者等が行政とともにみんなが潤う仕掛けをもって、多くの経済効果を生む、それを税収対策に結び付けることが、多くの施策の推進につながり、そのことがより良い亀岡をつくっていくという思いである。賛成する。

<吉田委員長>

他に討論はないか。なければ討論を終結する。

～ 14 : 17

採決

<吉田委員長>

受理番号3番、「京都スタジアム(仮称)」建設推進に関する請願についてを採択することに賛成者の挙手を求める。

賛成多数(反対 田中、並河委員) 採択

よって、京都スタジアム(仮称)建設推進に関する請願は採択すべきものと決定した。それでは、請願審査を終結する。

以上で本日の日程は終了した。次は12月13日(金)午前10時から総務文教常任委員会を開催する。本日はこれにて散会する。

～ 14 : 18